

# 笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領

平成26年9月29日告示第130号

(趣旨)

第1条 この要領は、笠松町広告掲載に関する要綱（平成17年笠松町告示第100号）に基づき、笠松町公共施設巡回町民バス（以下「巡回町民バス」という。）に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定める。

(広告の規格、枠数、掲載料等)

第2条 巡回町民バスの広告の規格、枠数、掲載料等は次のとおりとし、1枠の申込みにつき2台の巡回町民バスに同一の広告を掲載する（車外広告の後面板を除く。）ものとする。

区分（位置等）		規格	枠数	掲載料	
車外 広告	側面板	歩道側	ラッピングシール(縦750mm 横850mm)	2枠	5,000円/枠(月額)
		車道側	ラッピングシール(縦750mm 横850mm)	2枠	5,000円/枠(月額)
	側面車窓	歩道側	ラッピングシール(縦300mm 横1000mm)	3枠	3,000円/枠(月額)
		車道側	ラッピングシール(縦300mm 横1000mm)	4枠	3,000円/枠(月額)
	後面板	ラッピングシール(縦500mm 横1500mm)	1枠	7,000円/枠(月額)	
車内 広告	運転席後部額面	B3紙(縦364mm 横514mm)	2枠	5,000円/枠(月額)	
	座席上部	B3ワイド紙(縦364mm 横900mm)	3枠	2,000円/枠(月額)	

2 広告掲載は、1広告申込者につき1台当たり1枠限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、広告枠に空きがある場合は、1広告申込者につき複数の申込みができるものとする。

4 広告を掲載する期間は、掲載の初日を起算日とし翌月の応当する日の前日までの1箇月単位とする。ただし、掲載期間には、維持管理等のため運休する期間及び年末年始の運休日を含むものとする。

5 第4条の規定により広告掲載を承諾された者（以下「広告主」という。）は、承諾を受けた後、広告掲載の日前の町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、地方公共団体が掲載する広告については、広告掲載料の納付は要しない。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告申込者は、広告掲載希望日の30日前までに、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)を、町長に提出しなければならない。ただし、地方公共団体については、この限りでない。

(広告掲載の決定等)

第4条 町長は、広告掲載申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載の諾否を決定し、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載(承諾・却下)通知書(様式第2号)により、広告申込者に通知する。

(広告掲載の中止又は承諾の取り消し)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を中止し、又は承諾を取り消すことができる。

- (1) 関係官公庁からその掲載を禁止されたとき。
- (2) 自然災害、交通事故その他により掲載が困難なとき。
- (3) その他巡回町民バスの広告掲載が適切でないとして町長が判断したとき。

(広告の作成方法等)

第6条 広告は、町長が指定する方法により広告主の負担で作成し、町長が指定する期日までに提出する。

- 2 広告の掲載及び撤去にかかる費用は、広告主が負担する。
- 3 広告掲載期間内に広告の破損等が生じた場合の原状回復に要する費用は、広告主が負担する。

(広告の変更)

第7条 広告主は、広告内容を変更しようとするときは、広告掲載変更希望日の30日前までに、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載変更申込書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載変更の諾否を決定し、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載変更(承諾・却下)通知書(様式第4号)により、広告主に通知する。
- 3 掲載期間内における広告内容の変更は、すべて広告主の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成26年9月30日から施行し、同日現在において購入が決定している巡回町民バス（以下「新車両」という。）の運行開始日から適用する。
- 2 この要領施行の際、笠松町公共施設巡回町民バス広告掲載に関する取扱要領（平成18年笠松町告示第98号）の規定により、現に広告掲載の決定をしているもの（以下「従前広告掲載」という。）については、次の表の従前広告掲載の規格欄に掲げる規格をそれぞれ相当新規規格欄に掲げる規格に広告主において作成し直し、新車両の運行開始日から掲載するものとする。この場合において、第2条第1項に規定する掲載料は徴しない。

区 分（位 置 等）		従前広告掲載の規格	新 規 格
車外 広告	側面板	歩道側	B 3（縦364mm 横514mm） ラッピングシール（縦750mm 横850mm）
		車道側	B 3（縦364mm 横514mm） ラッピングシール（縦750mm 横850mm）
	後 面 板	B 3（縦364mm 横514mm） ラッピングシール（縦500mm 横1500mm）	

- 3 従前広告掲載については、新車両の運行開始日までの間、なお従前の例による。